

事 務 連 絡
令和5年1月16日

各都道府県 地域医療構想担当課 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

地域医療構想に係る医療機関向け勉強会の実施について

先般より、新型コロナウイルス感染症対応にご尽力いただいている中、地域医療構想の推進に取り組んでいただき感謝申し上げます。

地域医療構想については、「地域医療構想の進め方について」（令和4年3月24日付け医政発0324第6号厚生労働省医政局長通知。以下「令和4年通知」という。）等を踏まえ、各地域において地域医療構想調整会議などで議論を進めていただいています。

令和4年通知に基づき、厚生労働省に報告いただきました2022年9月末時点における検討状況について、令和4年12月に地域医療構想及び医師確保に関するワーキンググループ等に報告したところ、民間医療機関を含めた医療機関の地域医療構想調整会議における議論の更なる活性化のため、厚生労働省としても助言等の支援をすること等の意見がありました。

これを踏まえ、地域医療構想に関する情報提供を行い、その必要性について民間医療機関の理解を深める機会を設けるため、厚生労働省において医療機関向け勉強会の実施案を策定いたしました。また、開催にあたっては、民間医療機関と関係の深い地方銀行との連携が効果的であると考えられるため、別添のとおり、関係協会を通じて、別紙「地域医療構想にかかる医療機関向け勉強会実施概要」を配付の上、本勉強会の企画について周知しております。当該勉強会を開催するにあたっては、都道府県より、各地方銀行に協力の相談をしていただければと思います。実施概要にも記載のとおり、厚生労働省としても講演等の実施や後援などによる協力を考えています。

都道府県におかれては、各構想区域における地域医療構想の検討状況を踏まえ、別紙「地域医療構想にかかる医療機関向け勉強会実施概要」をご確認いただき、その目的等をご理解の上、地域医療構想に係る医療機関向けの勉強会の開催について、都道府県医師会や病院関係団体と協議の上、当該都道府県所在の地方銀行との意見交換を踏まえ、ご検討いただき、検討結果を厚生労働省に報告いただくようお願いします（開催の3ヶ月前までには開催の報告をすることとし、令和5年9月末までに開催の可否について報告するようお願いいたします。）。

令和4年12月22日

一般社団法人 全国地方銀行協会 御中
一般社団法人 第二地方銀行協会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

地域医療構想に係る医療機関向け勉強会の実施について（周知依頼）

平素より厚生労働行政にご理解いただき感謝申し上げます。

厚生労働省医政局地域医療計画課では、都道府県と連携して、2025年における少子高齢化社会に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働人口の減少を見据え、質が高い医療を効率的に提供できる体制を構築する地域医療構想を推進しています。

現在、新経済・財政再生計画改革行程表2021等において、「2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを求める」とされた方針に基づき、各都道府県において、民間医療機関を含めた地域医療構想の議論を進めております。

今般、2022年9月末時点の状況を確認したところ、2025年における対応方針を策定し地域医療構想調整会議で合意を得た医療機関の割合は、公立・公的医療機関については、医療機関単位で97%以上であった一方、民間医療機関については、医療機関単位で29%であり、今後、地域医療構想調整会議において、民間医療機関の対応を含めた更なる議論の活性化を推進する必要があると考えております。

そのため、厚生労働省としては、希望する都道府県と連携し、都道府県別に、地域医療構想に係る医療機関向けの勉強会を開催する予定です（別紙）。

本勉強会を開催するにあたっては、民間医療機関と関係の深い貴協会傘下の地方銀行の皆様との連携が効果的であると考えております。このため、勉強会を開催する都道府県より、地方銀行の皆様に、本勉強会に協力いただけないか、ご相談させていただくことを予定しております。

つきましては、貴協会傘下の金融機関の皆様に対し、別紙 勉強会実施概要案を配付のうえ、本勉強会の企画について周知いただきますようお願いいたします。

引き続き、厚生労働行政に御協力頂きますようお願い致します。

（照会先）

厚生労働省 医政局 地域医療計画課

担 当：黒川

T E L：03-3595-2186（直通）

E-mail：kurokawa-norishige@mhlw.go.jp

地域医療構想に係る医療機関向け勉強会実施概要

【目的】

- これまで地域医療構想は、公立・公的医療機関等を中心に地域での議論を進めてきたことから、改めて民間医療機関に向けた今後の医療を取り巻く状況を踏まえ、外部環境分析の観点から地域医療構想（参考：「地域医療構想 概要」）に関する情報提供を行い、その必要性について民間医療機関の理解を深める。
- 民間医療機関に、建替え、増改築を含めた地域医療構想の取組を推進するために有用であると考えられる地域医療介護総合確保基金や税制優遇措置等について情報提供する（民間医療機関を主たる対象として想定しているが、公立公的医療機関の参加も排除しない）。
- 意見交換を通じて、都道府県、地方銀行、民間医療機関等の関係者が今後の地域医療提供体制、持続可能な医療機関の運営、各医療機関の運営に対する考え方等について関係者の認識を共有する。

【実施に向けた進め方】

- ① 厚生労働省が実施する都道府県担当者会議等の機会を通じて、都道府県に実施目的、実施概要をご説明し、勉強会開催の提案を行う。
（当該勉強会に関する厚生労働省から都道府県への説明は、令和5年1月下旬の「令和4年度第2回医療政策研修会及び第2回地域医療構想アドバイザー会議」（WEB録画配信）等で説明予定。）
- ② 開催を希望する都道府県から、当該都道府県所在の地方銀行に、勉強会の趣旨及び概要を説明し、勉強会への参画の提案・意見交換を行う。
※ 本勉強会の開催に前向きな地方銀行の皆様におかれましては、個別に都道府県にご相談ください。
- ③ 上記の打合せを踏まえ、関係者において実施に向けた調整を行う。
※ 地方銀行の皆様には、民間医療機関への案内、民間医療機関の関心に沿った内容となるようなご助言等について、可能な範囲でご協力いただくことを想定。

【実施案】

○内容案

以下の内容を基本としながら、地域の状況に応じて検討。都道府県から依頼があった際に、①、②の講演の実施及び後援について厚生労働省が協力する。

- ①医療提供体制を取り巻く状況・地域医療構想の推進：厚生労働省
（医療提供体制を取り巻く状況、地域医療構想の必要性）

- ②データで見る都道府県の医療提供体制について ：大学、コンサル等
（都道府県の医療提供体制を取り巻く状況、医療需要分析）
- ③地域医療構想を推進する支援策について ：都道府県
（県における公立公的医療機関の対応方針、基金、税制優遇措置、制度活用）
- ④意見交換

○実施体制案 ※実施体制は各地域の状況に応じて検討。

主催：都道府県

共催：（協力が得られれば）地方銀行

後援：厚生労働省 ※（協力が得られれば）都道府県医師会等

○開催方法：WEB等

○開催時期

勉強会は開催準備が整った都道府県から順次開催することとし、原則令和5年中をめどに実施することを想定している。

（以上）